

## 平成 29 年第 3 回市議会定例会において採択となった陳情

|       |  |       |             |
|-------|--|-------|-------------|
| 番 号   | 陳 情 第 19 号   | 受理年月日 | 平 29. 6. 13 |
| 件 名   | 歴史の地水上坂斜面における樹木伐開箇所緑の復元及び水害から住民の命と財産を守る対応並びに宅地開発許可に係る手続きの見直しを求めることについて |       |             |
| 結 果   | 平成 29. 10. 2 第 3 回定例会で採択   |       |             |
| 付託委員会 | 産業観光企業委員会  |       |             |

### (委員会における審査経過)

本件は、1 項＝国の登録有形文化財である児玉邸後背地の樹木伐開による流出水の影響を調査、確認すること。2 項＝当該斜面内への水の流出を防ぎ、斜面内の水の流れを極力抑え、近隣住宅地への水の流出を抑えるため、市による樹木伐開業者への指導を徹底すること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の対応状況等について伺ったところ、これまでの主な経過については、平成 29 年 4 月 5 日に九州農林開発株式会社（以下「届出人」という。）から武岡一丁目 509 番 1 の山林の一部、0.1 ヘクタールを伐採する旨の「伐採及び伐採後の造林の届出書」（以下「伐採届」という。）が提出されたことから、伐採届の記載事項、森林簿等の内容を確認した上で、4 月 14 日付けで確認通知書を送付した。その後、5 月 19 日に、当該地において大規模な伐採が行われているとの市民からの情報を受け、現場調査を行ったところ、伐採届と異なる範囲で伐採が行われていることを確認したことから、林地開発の許可事務を所管する鹿児島地域振興局農林水産部と協議の上、5 月 25 日に届出人立会いのもと、県と合同で現地調査を行い、伐採面積とその状況を確認後、届出人に対して、伐採の中止と早急な防災措置の実施等について、口頭で指導を行うとともに、5 月 30 日に、本市より、無届伐採に対する指導書を届出人の事務所に届けている。また、同日、届出人から防災措置の計画図が提出されている。なお、指導書の内容としては、伐採の速やかな中止、防災措置の実施、届出箇所の伐採は防災措置終了後に行うこと及び無届の伐採跡地について造林を行うこと等である。その後、6 月 6 日に届出人に対し、提出された防災措置に加え、簡易沈砂池の設置を、6 月 14 日には同沈砂池の拡大を指導し、6 月 15 日には、土砂流出の防止木柵や水切り工などの防災措置のほか、簡易沈砂池の拡大について確認したところである。

これまでの本市の対応としては、1 項＝本市の指導に従い、届出人は、作業路及びのり面の転圧や水切り、土砂流出防止木柵、簡易沈砂池などの防災措置を講じている。また、伐採された区域の一部は、急傾斜地崩壊危険区域に含まれていることから、同区域を所管する鹿児島地域振興局建設部の命令により、崩壊防止の応急措置として新たにブルーシートと土のうを設置し、下流の児玉邸側への水の流出を抑える対策が実施されている。さら

に、恒久的対策として、6月30日に届出人から同建設部に対し、防止工事実施書が提出され、現在、8月末を期限に審査を行っていると同っている。なお、その後、本市で随時調査を行っているが、現在まで、土砂等の流出はないところである。また、伐採跡地の天然更新の進捗状況についても確認を行っている。

2項＝近隣スーパー敷地付近の雨水等は、下流に設置している調整池を経由して流れており、また、武岡ピュアタウン等の雨水等は、道路側溝等の整備により同団地内の別の調整池へ流れるように制御されていることから、当該斜面への雨水等の流入はほとんど見られないところである。さらに、当該斜面への雨水流入防止対策や土砂等の流出防止措置は実施されているが、本市としては伐採地下流の近隣住宅地への水の流出を抑えるため、今後とも県と連携し、万全な防災措置を講ずるよう、届出人に対する指導を徹底していきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「各委員の質疑や当局の答弁を伺うと、方向性としては防災対策にしっかりと取り組まなければならないということに一致していると思料するが、質疑を交わした中で、今後とも注視しなければならない作業が残っていることも確認されたことから、そのことについて十分に徹底させるという意味も含め、本件については継続審査としたい。」という意見、「本日の質疑を通じて、農林水産部に係る陳情項目については、当局との見解の相違はないという思いがすること。また、陳情が採択された場合、処理経過と結果の報告を求める手続があることから、本委員会に対してもその報告を求めていく取扱いとすることで、本件については採択したい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、全会一致で採択すべきものと決定。